平成２９年（フ）第２９７６号
大阪府門真市四宮４丁目１番39―323号
債務者　東　　雅憲
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３１１号
大阪府吹田市桃山台２丁目６番Ｂ31―304号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３４８号
大阪市住吉区山之内１丁目９番１―502号、前住所大阪市住吉区山之内３丁目８番30―401号
債務者　辰己惠美子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３５０号
大阪市旭区赤川３丁目７番16号
債務者　森岡　有加
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３５６号
大阪府東大阪市花園本町２丁目11番37号205号
債務者　島　千代一
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４号
宮城県塩竈市花立町２番31号　ハイム・ファンタジア102号
債務者　鈴木かよ子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４７４号
仙台市泉区泉中央南12番地の８　泉中央南市営住宅214
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４８４号
宮城県多賀城市大代５丁目10番13―306号
債務者　相澤　明美
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３８号
秋田県能代市字東赤沼10番地20
債務者　杉渕さおり
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１３２号
茨城県つくば市泉2159番地１　依田住宅
債務者　岡崎　貢司
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第８３号
富山市豊田町１丁目11番10号
債務者　五十嵐百恵
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８４号
富山市藤木2011番地１　ル・グランヴェールＩＢ棟103号
債務者　細川まち子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３０号
長野県須坂市旭ケ丘６番地43
債務者　平野　夕紀
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田3998番地142
債務者　宮澤絵美子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第４１５号
神戸市兵庫区里山町１番地の46シーガルパレス神戸山の手212号
債務者　米本　純二
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５１号
神戸市東灘区本山北町４丁目６番27号
債務者　ビューティーサロン青い鳥こと　中西　壯
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０５号
神戸市灘区楠丘町３丁目１番806号、従前の住所神戸市灘区桜ケ丘町11番１―701号
債務者　奥谷　陽巧
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部